

第3回協働推進会議準備会（全体会） 議事録

と き 平成14年12月11日（水） 9時30分～12時20分

ところ 大和市役所分庁舎第2・3会議室

メンバー 20名

- ・ **委員14名**：林座長 河崎副座長 内海部会長 市村委員 内田俊委員
内田哲世委員 宇津木委員 小林委員 中村委員 平塚委員 藤田委員
百瀬委員 渡邊敦委員 渡辺精子委員
- ・ **オブザーバー参加1名**：伊藤さん（玉川まちづくりハウス）
- ・ **事務局ボランティア2名**：関根さん 田村さん
- ・ **市事務局3名**：赤堀市民活動課チーフ他2名

議事要旨

全体の流れ

はじめに、新たな委員（事業者関係委員）として、二条通り商店街振興組合副理事長の内田俊氏の紹介が行われました。

次に、第2回作業部会（12/4）・第4回ワークショップ（12/8）の内容が報告され、それを受けて、言葉の定義・登録・提案等に関する課題の検討が行われました。

最後に、日本都市計画家協会賞への応募と今後のスケジュールが確認されました。

確認事項

事業者関係委員：二条通り商店街振興組合副理事長の内田俊氏の委員就任が正式に確認された。

市からの協働事業提案：今回の準備会までに、市からどういう協働事業の提案ができるのか、という点について事務局で検討する。

NPO 基金：NPO 基金についても、今後の具体的な検討テーマとしてとりあげる。

言葉の定義：定義については実践を通じて再定義することもありうる。

新しい公共：新しい公共は協働事業だけに限定する意図ではない。

条例の解説書：準備会の議論も加えながら充実していく。

登録と届け出：登録・届け出の関係を整理し、わかりやすい形で指針に盛り込む。

登録の単位：複数の団体が一緒に事業を行う場合を含め、市民活動の多様性に対応できる登録の単位を考える。

登録要件：基本的なところは準備会で確認して規則に盛り込む。

書式関係：11条の届け出・12条の登録・13条の提案に関する書式について、第3回作業部会(1/17)で検討する。事前にメーリングリスト等で書式のたたき台を示して意見を募る。

提案制度：協働推進会議では、新しい公共の創造に関する提案・意見を取り扱うことを基本とし、その点をきちんと広報する。また、推進会議だけではなく、拠点やNPOとの結びつきを考慮したうえで、提案・意見の熟度に応じた取り扱いの方法やしきみについて、歩きながら決めるべき点を決めていく、という方針のもとで検討を進める。

協働の拠点：各委員が、協働の拠点に関する機能と場所について考え、その内容をメーリングリスト等へ提供する。(委員の宿題)

日本都市計画家協会協会賞への応募：広報活動の一環として、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」に関する内容を応募する。

今後の日程(予定)：

- ・作業部会3：1月17日(金)13時から17時
- ・ワークショップ5(職員体験研修)：1月22日午後
- ・作業部会4：1月29日(水)13時から17時
- ・ワークショップ型シンポジウム：2月8日(土)
- ・全体会4：2月13日(木)9時30分から12時
- ・作業部会5：2月24日(月)9時30分から12時
- ・作業部会6：3月12日(水)9時30分から12時
- ・全体会5：3月19日(水)9時30分から12時

議事内容

開会：9時30分

事業者関係委員について

- ・「大和市協働推進会議準備会の運営に関する申し合わせ事項」に基づき、事業者関係委員として、二条通り商店街振興組合副理事長の内田俊氏の委員就任が正式に確認され、内田俊氏からあいさつがあった。以下、その概要。
- ・二条通り商店街でまちづくり担当をしている。

- ・ 商店街活動には、大きくわけて販促活動とまちづくり活動がある。商業地区をどういうまちにしていけるか、というまちづくりには、ハード・ソフト・ハートの3つの要素が必要だと考えているが、そのなかでも「ハート」が非常に大切だと思う。
- ・ 二条通り商店街は、さまざまなまちづくり活動を行っているので、関連する情報提供ができると思う。また、商店街・個人事業主から見た新しい公共に関する意見を述べていきたい。

以下、議事内容 進行は林座長

- ・ 林座長：まず部会報告からお願いしたい。

作業部会（12/4）の報告（内海部会長）

- ・ 第2回作業部会（12/4）について、内海部会長から、議事録（資料1）ポストイット意見一覧（資料2）7つの提案と条例の関係表（資料3）に沿って報告があった。
- ・ 報告のなかで、市からどういう協働事業の提案ができるのか、次回の準備会までに出してもらいたいという要望があり、事務局で対応することとなった。

第4回ワークショップ（12/8）の報告

【玉川まちづくりハウスの伊藤さんからの報告】

- ・ 第3回ワークショップ（11/17）の記録6・7ページは、各グループの報告をまとめて、協働の指針に盛り込むべき項目を整理したものである。項目ごとの内容については、準備会で議論を深めてほしい。
- ・ 第4回ワークショップにおける大和市腎友会の7番目の提案は、NPO基金となった。
- ・ 市民と職員と一緒に議論することにより、提案内容のリアリティが高まったと思う。
- ・ 今回のワークショップの検討成果である提案事業の企画書案（6グループ）について、参加者全員により1人3票で投票を行った。協働事業の審査は、書類で審査するよりも、今回のように公開の場において、市民と職員と一緒に議論するなかで審査も行う形が望ましいように感じた。
- ・ 5回目のワークショップ（1月22日を予定）は、これまでの成果をもとに、職員体験研修も兼ねて行政側の課題を整理してみたい。

【題材を提案した委員の感想】

- ・ 委員：行政の職員が参加しての議論により、市民だけが考えるのと違う視点が加わり大

変良かった。市民と職員とが一緒に取り組む協働の重要性を実感した。

- ・委員：審査においては、NPO 基金の企画案に票が多く集まったが、事業を行うためには資金づくりが避けて通れないなかで、自分たちで資金を集める考え方が重視されたのだと思う。基金の問題はこれまで具体的に議論されてこなかったが、準備会における検討テーマとしてぜひ取り上げるべきである。
- ・委員：今回のワークショップにより、いろんな視点をもらい、事業案に広がりができた。また事業提案の審査については、審査をする側の修正提案も重要だと感じたので、柔軟な審査ができるようにすべきである。
- ・座長：NPO 基金についても、検討テーマとしてとりあげたい。また、協働事業の審査については、単に会議で審査するだけではなく、提案をブラッシュアップする役割や場はつくるべきだろう。また、ある種のインキュベーション機能も持つことができれば良い。
- ・事務局ボランティア：ワークショップにおけるリニューアル提案はとても良かったと思う。また、第2回作業部会（12/4）で協働事業の提案（ポストイット一覧 30,31）に関する意見があったが、次の資料を用意したので参考にさせていただけたらと思う。
（資料に基づき「静岡県NPO アイデア活用推進事業」を説明）
- ・座長：様々な情報が集まるのは大切なこと。事務局ボランティアの方に感謝したい。
- ・座長：提案を受けたら後は行政がやる、というよりは、行政が閉じないように開いていくしくみ、市民と行政が共に検討しながら実施していく考え方が重要である。

言葉の定義について

【市民活動の定義と登録・届け出】

- ・委員：市民活動の定義において「新しい公共に参加する意思のある活動」とあるが、協働事業の登録制をとることにより、「意思のある活動＝登録・届け出」という狭い解釈がされないか心配である。市民活動は多様であり、市民自身が単独でやっている活動もあるが、そのような活動もこの条例に含まれるのか確認したい。登録しなくても、広い意味で理念を理解している市民独自の活動も重要である。
- ・部会長：この条例の根幹的な部分である。新しい公共に参加する意思がある活動とは、まさに理念に賛同して積極的に取り組んでいる活動が基本である。
- ・委員：登録・届出との関係では、「新しい公共に参加する意思があるが登録・届け出しない」「意思があり登録して市と協働事業を行う」「意思があり届け出して自主的に活動を行う」というパターンにわかれてくる。
- ・座長：登録・届出の関係は、わかりやすい形で指針に盛り込む必要がある。

- ・ 部会長：第2回作業部会では、資料3にあるように提案事業ごとに市民事業と協働事業の違いを表にする試みを行った。両者の違いは、結局行政と一緒に事業をしているか否か違いという結果になった。
- ・ 座長：この資料は、次回準備会において協働事業に関する検討を行う際に活用したい。

【協働の意味、定義の考え方、広報について】

- ・ 座長：作業部会で協働の意味についての意見が出ていたようだが。
- ・ 部会長：条例3条に協働の原則が定められているが、狭義には市民と行政が協働して事業を行うことで、大きな意味では、共に公共を担っていきこう、という考え方である。
- ・ 部会長：これまで確認されてきたように、定義ばかりを議論して固定化してしまうのではなく、最低限の共通認識のもとに柔軟にゆるやかに考えていくことが重要。
- ・ 座長：定義の定義がされたようだ。これまでどおり経験をつみながら育てていく考え方で進めたい。この場では、定義については実践を通じて再定義することもありうる点を確認しておきたい。
- ・ 委員：言葉遊びをする必要はないが、新しい公共や協働について、市民にわかりやすく知らせていく必要がある。市民サイドに立った広報や表現に努めるべきである。一枚ものにまとめておく必要があるだろう。
- ・ 委員：ダイジェスト版の作成は前々から指摘されていること。パンフレットの作成などについては、事務局ボランティアの方々にも活躍していただければと思う。
- ・ 座長：事務局機能として、編集・発信などについて、具体的な検討課題としたい。

【新しい公共に関連して】

- ・ 委員：新しい公共については、定義のなかに「共に担う公共」とあるが、「公共」自体がよくわからないために、条例からは何度読んでもつかめない。「新しい公共＝協働事業」ともとれることから、「大和市協働事業を推進する市民活動推進条例」とすれば明確である。
- ・ 委員：公共というのはそもそもはっきりと定義できるものではない。新しい公共を打ち出したのは、公共とは何か、を問い直すことでもある。条例においては、協働事業だけが新しい公共という考え方ではない。
- ・ 座長：前文にあるように、「私」が大切であって、そこから発信する市民自身が作り出していける公共という考え方を基本としている。公共は与えられるものではなく自分たちがその主役を担う、ということ。条例に、それらをもう少し書き込まなければいけないのかもしれないが、公共の考え方は時代とともに変わっていくものである。

- ・委員：「行政により担われていた公共に」という前文の表現から、市民が提案して行政が関与していく公共が新しい公共ともとれる。そうすると協働事業のことになると考えられる。
- ・座長：条例に市民事業が盛り込まれている意義は、「新しい公共＝協働事業」という狭い解釈にならない点にもある。ここでは、新しい公共は協働事業だけに限定する意図ではない、という点を確認しておきたい。

登録について

【登録・届け出の違い等】

- ・委員：二条通り商店街は、地元自治会やこども会、小・中・高校、スポーツチームなど地域との交流を重視しており、一緒に事業を行っている。事業を行うのに登録が必要となると、複数の団体とのプロジェクトはどのように取り扱うのか。
- ・座長：登録の必要があると考えた場合に登録をする、という考え方が基本だが、複数の団体によるプロジェクトは、協働を進めるうえでも重要なポイントである。
- ・内海部会長：情報交流などネットワークを拡げたい場合には、登録・届け出をした方が活用できる。ひとつのツールである。
- ・オザバー：役所が既存の事業を洗い出しして、協働事業を進めようとする、登録団体リスト的なものを用意したくなるだろう。入札参加のための登録と同じように書式や登録方法が定められるのでは、使いにくいものになる。いつでも登録できるようなくみや市民活動の実態に即した書式が求められる。
- ・委員：実際に市民事業を行っている立場からすると、届け出は、損はないからしておこうか、という程度のものにも思える。
- ・委員：11条2項の市民事業の届け出と、12条3項の協働事業の登録との違いを整理する必要がある。
- ・部会長：あわせて登録の単位も整理する必要がある。
- ・座長：登録と届け出の違いについては、市民事業と協働事業の関係を議論するなかで整理していきたい。また、いくつかの団体が一緒に事業を行う場合の登録のしかたについても、しくみに盛り込んでいきたい。

【市議会との関係】

- ・委員：12条4項の登録取消は、行政の考えだけで行うのではなく、そのチェック機能が必要である。

- ・委員：この条例には市議会の役割が何も書かれていない。協働ルールに市議会議員の参加がなくて良いのか。
- ・部会長：協働事業の決定にあたっては、予算等の関係もあり、市議会への報告等が必要になる。問題は、どの段階でどのように報告等を行うかである。
- ・座長：議会との関係は、予算がからめば当然マターとなる。
- ・委員：協働推進会議で採択されたものがどのように処理されていくのか。
- ・座長：推進会議において、簡単に採択できないものもあるだろう。「この部分はきちんと予算化の目処がたった上で再度検討を行う。」などの扱い方を推進会議で検討しなければならない。
- ・委員：議会と行政の立場は違うので、協働事業の提案段階においては、議会は事前に関わるべきではないと思う。
- ・委員：市議会議員は市民の代表であり、協働事業については市議会の承認手続きを取り入れることも検討すべきではないか。協働ルールに、市議会の役割・チェックがないのは欠陥であると思う。
- ・委員：どういう段階・場面で議員に関わってもらうのが重要である。党派の問題もある。
- ・委員：最終的には、市議会が全く関わらない協働事業はないだろう。議会は、予算案の審議において、金額だけではなく中味も十分吟味したなかで、予算案に対する意見表明を行っている。予算が必要な協働事業は、最終的には予算案に反映されるので、議会の関与がない、ということにはならない。
- ・委員：この条例は、全会一致で可決されたと聞いたが、どのような審議がなされたのか。
- ・委員：議案の審議を傍聴したが、この条例を後押ししようという賛成意見のほかにも、市民が条例案をつくるということに対する疑問の意見もあがっていた。実際は、市民と行政のコラボレーションによって条例案はできあがったのだが。

休 憩

- ・事務局：議会での条例案審議においては、協働推進会議の権限が大きいことからその運営の重要性が指摘されていた。
- ・事務局：12条4項の登録取り消しは、行政手続条例との関係で盛り込まれたものだが、不利益処分取り扱いについては、同条例において処分基準の公開や聴聞等の手続き等が示されている。また、登録や取消しの基準については、準備会の意見を聴きながら、規則（来年4月1日を予定）で決めていくことになっている。
- ・委員：条例の解説書は公開されているが、内容を充実していく必要がある。また、行政

手続条例の関係も市民にわかるように解説していくべきである。

- ・座長：準備会の議論も加えながら充実していきたい。また、パンフレットのほかにCD-ROM化なども考えるべきである。

【登録の単位、書式等】

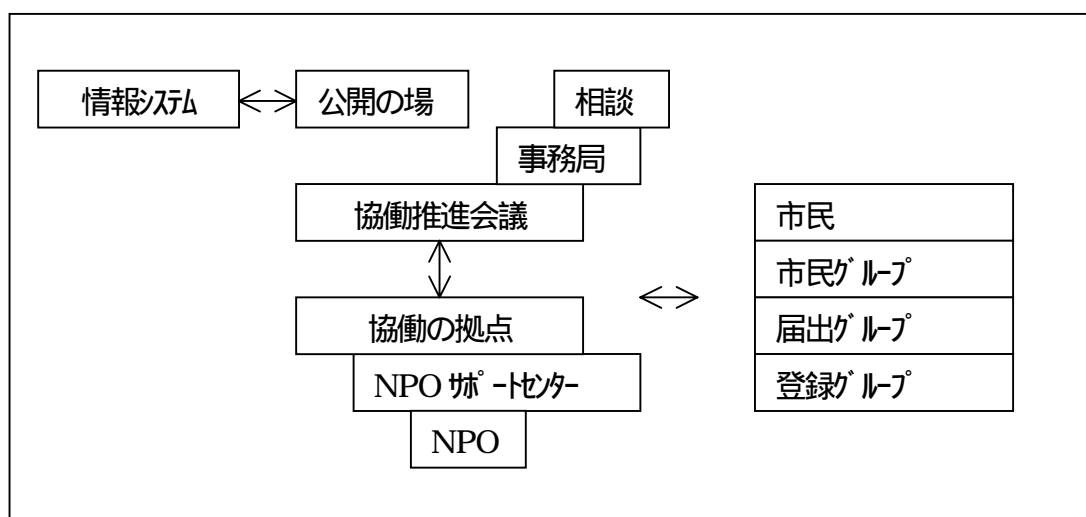
- ・部会長：先ほどの登録の単位についてだが、プロジェクト単位で登録するという方法もある。
- ・座長：団体間でパートナーシップを組んで事業を行うというのは重要。事業単位という方法も確かにある。
- ・委員：自分たちが行っている送迎サービスを考えても、同じサービスを行っている団体と一緒に何か事業を行う可能性はある。一方で市の福祉タクシー券がNPOの送迎サービスでも使えるようになったが、これは特に団体間で手を組む必要もない。このように協働については様々なケースが考えられる。
- ・委員：平成12年に体験的環境学習推進事業を県と3つのNPOとで行ったが、この時は1つの団体が代表幹事的な役割を担い、県とその団体が契約を結んだ。このように代表が登録する方法とそれぞれの団体が登録する方法があるだろう。
- ・委員：個別に申し込んできた人が集まって何か事業を行うことはできないのか。団体としての具体的な提案には至らなくとも、個人として関心はある、という市民の思いを生かせるような制度が必要ではないか。
- ・委員：この条例でいう登録とは、許認可的なものか。
- ・事務局：登録すれば無条件に協働事業が行える、ということではない。
- ・委員：プロジェクトとして登録するとなると、かなり具体的な内容が煮詰まっていないと登録できないことになる。
- ・委員：A・Bの協働事業体としての登録と、A・Bが事前に登録しておいて、その後手を組む、という2つのケースが考えられるが、どちらになるのか。
- ・部会長：その2通りを考えた方がよい。
- ・委員：いろいろな組み合わせが考えられるので、それに対応できるようなシステムとすべきである。
- ・委員：準備会では、登録の考え方を議論するのか、それとも具体的な登録要件まで決めるのか。ちなみに登録要件としてはどのような内容が考えられるか。
- ・事務局：団体の登録要件として考えれば、例えば、規約がきちんと整備されている・構成人員が10名以上・1年以上継続して活動している・情報が公開されている・事業計画が明示されている、などがあげられる。

- ・座長：規則との関係もあるので、登録要件の基本的なところは押さえておきたい。
- ・部会長：次の作業部会で、11条の届け出と12条の登録の書式を検討したいと思うが、事前にメーリングリストで書式のたたき台を示して意見を募りたい。

提案について

- ・委員：13条の提案とは、登録・届け出が前提になるのか。
- ・部会長：そうではない。新しい公共の創造について広く提案を募る考え方である。
- ・委員：13条1項の「協働事業について」の部分は、具体的な協働事業提案を指しているのか。
- ・座長：具体的な事業提案のほかに、協働事業のしくみそのものに対する意見も含まれる。
- ・委員：この市民等の提案制度は、ちょっと甘いのではないか。一緒に知恵を絞り汗を流す、という新しい公共の精神からすると、言いつばなし、文句をいうだけ、という無責任な意見をも含めるのはいかがなものか。
- ・委員：ここでは具体的な事業提案に加えて、施策提案もできるというのがポイントである。また、障害があったり高齢だったりして、自ら主体として活動できない場合でも、この提案制度により新しい公共に参加することができる。
- ・部会長：初動期の問題意識も範囲に入れるという主旨である。陳情・苦情的な内容であってもオープンな場で議論することで、提案型にかわっていくこともあると思う。
- ・委員：オークシティができて、こどもの万引きなどの問題が起きている。PTA やこども会のメンバーには、自分の手があいた時には巡回をしてこどもの防犯活動に協力したい、という人はかなりいる。しかし、こどもの防犯関係の活動をするための団体をつくって協働事業として提案するところまでには至らない。一方で、どこかの団体に巡回事業が委託されてしまうと、自分たちが簡単に参加できるのか不安な気持ちもある。このように、意思はあるがきちんとした活動にまでは届かない個人の思いや不安を受けとめるしくみが考えられないものか。
- ・委員：形にならない個人の思いを活かすには、協働の拠点の機能がフィットすると思う。
- ・部会長：提案制度には、事業化を呼びかけるための提案も含めるべきと考える。活動初動期の意見を含めた方が可能性も広がるだろう。
- ・委員：意見も含めるとなると、たくさん出てくる可能性がある。
- ・委員：ぼやっとしたもの、思いつきの意見まで含めるのはどうか。インキュベーション機能という話もあったが、それは別の場に委ねるべきではないか。推進会議ですべて担うのはきついだらう。

- ・委員：出てきた提案や意見を分別して、ふさわしい場に振りわけることが必要になるかもしれない。
- ・部会長：推進会議には、会議の機能に加えて、提案や意見を発表・アピールできる場などいくつかの機能が求められるだろう。
- ・委員：市民の素朴な声を聴ける場所や窓口の存在は重要ではないか。現在は、市民の声は行政にほとんど届いていないのではないか。
- ・座長：図のように、協働推進会議、事務局、協働の拠点、公開の場、NPO など様々な機能や場を動かし、それらをうまく結びつけることにより、入口は広くとるシステムができるのではないか。大和市の特徴である情報システムもうまく使いたい。



- ・委員：具体的な事業提案から初動期の意見まで含めるとなると、その振りわけが大変である。振りわけの要件などを定める必要があるのではないか。
- ・委員：13条の提案制度は、ある程度形になったものを想定していた。意見等は、別のシステムで取り扱うべきではないか。
- ・委員：この条例の基本には市民の自立を促すという考え方があり、提案制度もそれにとったもの。市民の思いを広く受けとめるしくみとするべきだが、行政への単なる不平・不満は、13条1項の意見には含まれないと考えるべき。
- ・委員：プレゼンができる段階に至っていないものは、協働の拠点のコーディネーターが支援すれば良い。推進会議ですべてを担うのではなく、別のサポート機能との連携が必要である。
- ・委員：市民からの意見は、不平・不満が多いというのが現実ではないか。それをどんどん言ってもらって拾い上げる努力が必要。意見が出てこないと可能性が広がらない。
- ・委員：既存の広聴システムから推進会議に廻ってくるものもあるだろう。

- ・委員：その逆もあるだろう。
- ・部会長：提案制度は初動期も含めて提案の熟度により分類する必要があること、提案・意見の一部が推進会議が担う部分であること、という方向性か。
- ・座長：これまで、出された提案の熟度による取り扱い、入口を広くとる必要性、公開して判断する方法などについて議論が行われたが、ほかに意見はあるか。
- ・委員：最初からあまり枠をはめずに、歩きながら決めるべき点を決める、という方法で良いと思う。
- ・委員：歩きながらという視点は重要であるが、提案制度の主旨を市民にきちんと知らせる必要はある。
- ・座長：新しい公共の創造が制度の前提にある、という点は、提案を募る時に明示しないとけない。
- ・委員：市民の要求は多岐にわたっている。先ほどのこどもの防犯に関しても、巡回やセラピーなどさまざまな課題が出てくるが、それらをコーディネートしてもらえようなくみになるのか。これまでの縦割りの行政システムで対応できるのか。
- ・委員：具体的な提案がないと受け付けられないのでは、やる気のある人だけの制度になってしまう。やりたいけど一歩を踏み出せない市民のための制度を考えるべき。
- ・委員：一市民を大切にす、という考え方には賛成である。
- ・座長：この提案制度は、新しい公共の取組みを前提としたものであるが、市民にとって、意見を言えるチャンスが増える、活動の可能性が広がる、ということが大切である。そのためには、推進会議だけではなく、拠点やNPOとの結びつきを考えながら、提案・意見の熟度に応じた取り扱いの方法やしきみを、今後検討していくこととしたい。また、歩きながらつくっていく姿勢で臨みたい。
- ・部会長：次の作業部会では、先ほどの登録・届出の書式に加えて、提案書の書式についても検討してみたい
- ・委員：市からの事業提案も、ぜひ推進会議で検討したい。

協働の拠点について

- ・部会長：協働の拠点については、協働事業や推進会議の検討が進んだ段階で、その機能を議論したいと思う。
- ・座長：協働事業については、委員から検討題材として7つの提案を出してもらったが、協働の拠点についても同様の方法を採用したいと思う。各委員への宿題として、協働の拠点に関する機能と場所について考え、その内容をメーリングリスト等へ提供いただくよ

う願います。

その他

【日本都市計画家協会賞への応募】

- ・委員：資料にある第1回日本都市計画家協会賞に、広報活動の一環として、大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例を応募したらどうか。
- ・座長：応募の是非について何か意見はあるか。 反対意見なし
- ・林座長：それでは応募することとしたい。
- ・委員：応募者はどうするか。大和市長か、準備会か、連名か。
- ・部会長：連名により、「まちづくり計画・手法・制度部門賞」に応募するのが良いと思う。
- ・座長：応募書類の作成を誰が行うかを含め、応募の件は河崎副座長に一任したい。

【今後の日程】

今後の日程について、次のように確認された。 が今回確認された部分

- ・作業部会3：1月17日(金) 13時から17時
- ・ワークショップ5(職員体験研修): 1月22日午後
- ・作業部会4：1月29日(水) 13時から17時
- ・ワークショップ型シンポジウム：2月8日(土)(勤労福祉会館)
- 全体会4：2月13日(木) 9時30分から12時
- 作業部会5：2月24日(月) 9時30分から12時
- 作業部会6：3月12日(水) 9時30分から12時
- 全体会5：3月19日(水) 9時30分から12時

閉会：12時20分

(記録者：市民活動課 井東)